

新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、(昭和52年総理府・厚生省令第1号)、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号。以下、「細則」という。)、使用済み自動車の・・・(中略)・・・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省、環境省令第7号)(以下省略)	(趣旨) 第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、(昭和52年総理府・厚生省令第1号)、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号。以下、「細則」という。)、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号。以下、「高度化法」という。)、使用済み自動車の・・・(中略)・・・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省、環境省令第7号)(以下省略)
(この要綱の運用及び用語の定義) 第2条 この要綱の運用において、廃掃法、自動車リサイクル法等法令が定める基準に適合することが客観的かつ明確である場合はこの要綱は適用しない。 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(17)省略 (新設)	(用語の定義) 第2条 1 (削除) ※第27条へ 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(17)省略 (18) 動静脈連携優良認定業者 別に定める再生可能資源を用いて水平リサイクルを行う者として県が認定する者をいう。
(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等) 第7条 県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内(熊本市を除く。)において処分するために搬入しようとする場合、知事	(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等) 第7条 県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内(熊本市を除く。)において処分するために搬入しようとする場合、知事

は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書（別記第1号様式。以下「協議書」という。）により協議を受けるものとする。ただし、省内への年度間（4月1日から翌年の3月31日までの1年間）の搬入量が500トン未満の県外排出事業者、廃掃法第15条の4の3に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、廃掃法第20条の2に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者及び細則第8条に規定する再生利用個別指定業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。

は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書（別記第1号様式。以下「協議書」という。）により協議を受けるものとする。ただし、省内への年度間（4月1日から翌年の3月31日までの1年間）の搬入量が500トン未満の県外排出事業者、動脈連携優良認定業者、国から高度化法に基づく高度再資源化事業、高度分離・回収事業及び再資源化工程の高度化として認定を受けた計画に係る事業、廃掃法第15条の3の3に基づく熱回収施設についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第15条の4の2に基づく再生利用に係る特例の認定を受けた産業廃棄物、同法第15条の4の3に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第15条の4の4に基づく無害化処理施設の認定を受けた者の認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第20条の2に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者及び並びに細則第8条に規定する再生利用個別指定業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。なお、動脈連携優良認定業者の認定基準（以下「動脈連携優良認定業者の認定に関する基準」という。）は別に定める。

（施設設置の事前協議）
第13条（省略）

（以下、本章において施設の設置、変更、譲受け、借受け及び転用に係る法令の許可申請、届出前に行う県と事業者の事前の協議を事前協議という。）を受けるものとする。

（施設設置の事前協議）
第13条（省略）

（以下、本章において施設の設置、変更、譲受け、借受け及び転用に係る法令の許可申請又は届出前に行う県と事業者の事前の協議を事前協議という。）を受けるものとする。ただし、動脈連携優良認定業者（当該施設ごとに事前協議の除外を申請し、県の承認を受けたものに限る。）並びに国から高度化法に基づく高度再資源化事業、高度分離・回収事業及び再資源化工程の高度化として認定を受けた計画に係る事業は、この限りでない。なお、動脈連携優良認定業者であって、事前協議の適用除外を希望する者

	<p>にあっては、別に定める基準（動脈連携優良認定業者の認定に関する基準）で、当該施設ごとに事前協議の除外を申請するものとする。</p> <p>この申請の承認にあたり、法第 15 条で規定される処理方式に該当しない産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する場合、その処理方式が、国内での処理実績等の知見が十分ではなく、事前の協議が必要と知事が判断するものについては、その承認の対象外とし、第 13 条から第 17 条に定める事前協議の手続きを行うものとする。</p>																							
(中略) ウ 産業廃棄物処理施設である移動式破碎施設のうち、廃掃法政令第 7 条第 8 号の 2 における木くず、がれき <u>類</u> の破碎施設	(中略) ウ 産業廃棄物処理施設である移動式破碎施設のうち、廃掃法政令第 7 条第 8 号の 2 における木くず、がれき <u>類</u> の破碎施設																							
(施設変更の事前協議) 第 14 条 前条第 1 項各号に掲げる施設の設置者が、当該施設について次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、知事は、施設変更に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第 8 号様式「事業概要書」）により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る変更の場合は、この限りではない。	(施設変更の事前協議) 第 14 条 前条第 1 項各号に掲げる施設の設置者が、当該施設について次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、知事は、施設変更に係る事業概要書（別記第 8 号様式）により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る変更の場合は、この限りではない。なお、自走式の廃棄物処理施設を兼用とするために必要な手続きは次の表のとおりとする。																							
(新設)	<p>表 自走式の産業廃棄物処理施設の兼用関係手続き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">取得済み区分</th> <th colspan="2">兼用手手続き</th> <th rowspan="3">事前協議</th> </tr> <tr> <th colspan="2">廃掃法</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>処分理業*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移動式</td> <td>法対象外</td> <td>—</td> <td rowspan="4">変更許可</td> <td>要（指導要綱）</td> </tr> <tr> <td>法対象</td> <td>変更許可</td> <td>要（指導要綱 +紛争要綱）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定式</td> <td>法対象外</td> <td>—</td> <td rowspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>法対象</td> <td>変更届出</td> </tr> </tbody> </table>	取得済み区分		兼用手手続き		事前協議	廃掃法		施設	処分理業*	移動式	法対象外	—	変更許可	要（指導要綱）	法対象	変更許可	要（指導要綱 +紛争要綱）	固定式	法対象外	—	不要	法対象	変更届出
取得済み区分				兼用手手続き			事前協議																	
				廃掃法																				
		施設	処分理業*																					
移動式	法対象外	—	変更許可	要（指導要綱）																				
	法対象	変更許可		要（指導要綱 +紛争要綱）																				
固定式	法対象外	—		不要																				
	法対象	変更届出																						

	<p style="color: red;">※<u>処理分業</u>については、事業範囲に変更がない場合（既許可の事業範囲に「移動式」、「固定式」の両方が含まれており、処理する廃棄物の種類も変更がない場合）は変更届出となる。</p> <p>2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業及び破碎業の変更届出のいずれかが必要な施設については、<u>当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。</u></p>
(施設譲受け等の事前協議)	<p>(施設譲受け等の事前協議)</p> <p>第15条 既存の施設を譲り受け、又は借り受け（合併若しくは分割又は相続による譲受けその他知事が別に定める場合を除く。以下「譲受け等」という。）して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設の利用に係る<u>事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式「事業概要書」）</u>により、協議を受けるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業、破碎業の許可申請、破碎業の変更許可申請及び変更届出のいずれかが必要な施設については、<u>当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。</u></p>
(施設転用の事前協議)	<p>(施設転用の事前協議)</p> <p>第16条 既存の廃棄物の処理の用に供する施設で自らの事業（廃棄物の処理の事業を含む。）により生ずる廃棄物のみを処理しているものを転用して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設についての転用に係る<u>事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式「事業概要書」）</u>により、協議を受けるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）又は変更届出のいずれかが必要な施</p>

<p>設については、<u>当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。</u></p>	<p>設については、<u>事前</u>協議を受けるものとする。</p>
<p>(事業計画の提出等)</p> <p>第 17 条 第 13 条から前条までのいずれかの規定により、<u>事業計画の概要を記載した書類</u>の提出を行った者（以下「事前協議者」という。）は、<u>事業概要書</u>提出から 6 月以内に、<u>当該事業計画を記載した書類</u>を作成し、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の<u>事業計画を記載した書類</u>は、<u>事業計画書申請書</u>（別記第 9 号様式「事業計画書」）に、別表 1 に掲げる書類及び図面を添付したものとする。（以下省略）</p>	<p>(事業計画の提出等)</p> <p>第 17 条 第 13 条から前条までのいずれかの規定により、<u>事業概要書</u>の提出を行った者（以下「事前協議者」という。）は、提出から 6 月以内に、<u>当該事業計画を記載した書類</u>（以下「<u>事業計画書</u>」という。）を作成し、知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の<u>事業計画書</u>（別記第 9 号様式）は、別表 1 に掲げる書類及び図面を添付したものとする。（以下省略）</p>
<p>(事前協議を実施しない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続)</p> <p>第 19 条 第 13 条から前条までの規定において、産業廃棄物の処理の業の用に供する施設について事前協議を行わない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続は、次の各号のとおりとする。ただし、産業廃棄物処理施設を除く施設において、第 13 条第 1 項第 1 号イに該当する施設の入替、第 14 条第 1 項各号に_____該当しない施設の変更及び前条第 1 号ア(ア)及び(イ)に該当しない施設の追加は除く。</p>	<p>(事前協議を実施しない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続)</p> <p>第 19 条 第 13 条から前条までの規定において、産業廃棄物の処理の業の用に供する施設について事前協議を行わない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続は、次の各号のとおりとする。ただし、産業廃棄物処理施設を除く施設において、第 13 条第 1 項第 1 号イに該当する施設の入替、第 14 条第 1 項各号に<u>揚げる事項の変更</u>に該当しない施設の変更及び前条第 1 号ア(ア)及び(イ)に該当しない施設の追加は除く。</p>
<p>(1)廃掃法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のアからエまでによる手続を行う。</p> <p>ア産業廃棄物処理業（変更）許可申請の際、第 3 条で別に定める処理業の許可等に関する基準における添付書類・図面に加えて、別表 1 に掲げる番号 4、6、9、10、13、14 の書類及び図面を添付した上で申請書を提出することを求めるものとする。廃掃法の法令規則への適合に関して、要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準_____）上の審査を行う。</p>	<p>(1)廃掃法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のアからエまでによる手続を行う。</p> <p>ア産業廃棄物処理業（変更）許可申請の際、第 3 条で別に定める処理業の許可等に関する基準における添付書類<u>及び</u>図面に加えて、別表 1 に掲げる番号 4、6、9、10、13、14 の書類及び図面を添付した上で申請書を提出することを求めるものとする。廃掃法の法令への適合に関して、要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準（<u>第 23 条で規定するもの</u>をいう。以下、同じ。））上の審査を行う。</p>
<p>イ （省略）</p>	<p>イ （省略）</p> <p>ウ許可の際には、申請書の内容、イの意見<u>及び</u>見解を踏まえて、廃</p>

<p>ウ許可の際には、申請書の内容及びイの意見、見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、廃掃法第14条第11項の許可への生活環境上の条件（許可における生活環境の保全上必要な条件）を付すかを判断する。</p> <p>エ審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知するものとする。</p> <p>(2) ア廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け（借受け）の許可申請の段階で、廃掃法等法令規則への適合について、</p> <p>(3) ア 変更届出の際に、廃掃法で規定された書類及び図面に加えて、別表1番号1、4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で届出書を提出することを求める。知事は、廃掃法等法令規則への適合について、県の要綱に基づく運用基準</p>	<p>棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、廃掃法第14条第11項の許可への生活環境上の条件（許可における生活環境の保全上必要な条件）を付すかを判断する。</p> <p>エ審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知するものとする。</p> <p>(2) ア廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け（借受け）の許可申請の段階で、廃掃法等法令への適合について、</p> <p>(3) ア 変更届出の際に、廃掃法で規定された書類及び図面に加えて、別表1番号1、4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で届出書を提出することを求める。知事は、廃掃法等法令への適合について、県の要綱に基づく運用基準</p>
<p>（手続）</p> <p>第20条 第17条に基づく事業計画書の提出を行った者（以下「事業計画書提出者」という。）は、次に規定する手続を行うものとする。</p> <p>(1) 第13条及び第16条の協議で、当該協議に係る施設（移動式のものを除く。）が産業廃棄物処理施設である場合及び第18条第2号ウにおける既存事業地以外での転用の場合は、知事が別に定める熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「紛争要綱」という。）の手続。</p> <p>(2) 第18条第2号アにより、周辺住民との紛争が予見される場合は、第1号における紛争要綱第4条第3項以降の手続を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 前2号による紛争要綱の手続に該当しない場合は、次条及び第22条に定める手続。</p>	<p>（手続）</p> <p>第20条 第17条に基づく事業計画書の提出を行った者（以下「事業計画書提出者」という。）は、次に規定する手続を行うものとする。</p> <p>(1) 第13条及び第16条の協議で、当該協議に係る施設（移動式のものを除く。）が産業廃棄物処理施設である場合及び第18条第2号ウにおける既存事業地以外での転用の場合は、知事が別に定める熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「紛争要綱」という。）の手続。</p> <p>(2) 第18条第2号アにより、周辺住民との紛争が予見される場合は、第1号における紛争要綱第4条第3項以降の手続を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 前2号による紛争要綱の手続に該当しない場合は、次条及び第22条に定める手続。</p>
<p>（協議等）</p> <p>第21条 （省略）</p>	<p>（協議等）</p> <p>第21条 （省略）</p>

<p>3 事業計画書提出者は、関係市町村長の意見に対する対応等を記載した見解書を知事に提出する_____のと する。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>7 知事は、事前協議において次に掲げる審査等を行う。</p> <p>(1)廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査。</p> <p>(2)第1項の関係市町村長からの意見及び第3項の事業計画書提出者からの見解書の内容を踏まえ____、次のアからウまでによる審査等。</p> <p>ア廃掃法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを検討の上、許可に廃掃法第14条第11項の生活環境上の条件を付すかを判断する。</p> <p>イ廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可（設置・変更・譲受け（借受け））が必要な場合は、廃棄物処分に伴い生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを検討する。更に施設設置及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討するとともに、許可に廃掃法15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。</p> <p>8 知事は、協議の内容が適当であると認める場合は、事前協議終了通知書別記第11号様式を事業計画書提出者に交付するものとする。</p>	<p>3 事業計画書提出者は、関係市町村長の意見に対する対応等を記載した見解書を知事に提出する。また、知事は、見解書が提出された場合は、当該見解書の写しを関係市町村長に送付するものとする。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>7 知事は、事前協議において次に掲げる審査等を行う。</p> <p>(1)廃掃法等法令への適合に関して、県の要綱に基づく運用法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査</p> <p>(2)第1項の関係市町村長からの意見及び第3項の事業計画書提出者からの見解書の内容を踏まえた、次のアからウまでによる審査等</p> <p>ア廃掃法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、許可に廃掃法第14条第11項の生活環境上の条件を付すかを判断する。</p> <p>イ廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可（設置・変更・譲受け（借受け））が必要な場合は、廃棄物処分に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討する。更に施設設置及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討するとともに、許可に廃掃法15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。</p> <p>8 知事は、協議の内容が適当であると認める場合は、事前協議終了通知書別記第11号様式を事業計画書提出者に交付するものとする。なお、事前協議終了書の有効期間は、当該終了書の通知日から5年とする。ただし、関連法令や周辺の状況に変化がないなど従前の事前協議が有効と知事が認める場合はこの限りでない。</p>
(適用除外)	(適用除外)

<p>第 27 条 この要綱の規定は、熊本市の区域内 _____ _____においては適用しない。</p>	<p>第 27 条 この要綱の規定は、熊本市の区域内及び廃掃法、自動車リサイクル法等法令で定める基準に適合することが客観的かつ明確である場合においては適用しない。</p>																		
<p>(その他) 第 28 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める</p>	<p>(その他) 第 28 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>																		
<p>別表 1 (事業計画書添付書類)</p> <table border="1" data-bbox="114 524 1073 1341"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 524 265 595">番号</th><th data-bbox="265 524 1073 595">添付書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 595 265 651">1～2</td><td data-bbox="265 595 1073 651">(省略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="114 651 265 1278">3</td><td data-bbox="265 651 1073 1278"> <p>法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から 5 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から 2 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可）</u></p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="114 1278 265 1341">4～10</td><td data-bbox="265 1278 1073 1341">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	添付書類	1～2	(省略)	3	<p>法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から 5 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から 2 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可）</u></p>	4～10	(省略)	<p>別表 1 (事業計画書添付書類)</p> <table border="1" data-bbox="1073 524 2059 1341"> <thead> <tr> <th data-bbox="1073 524 1224 595">番号</th><th data-bbox="1224 524 2059 595">添付書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1073 595 1224 651">1～2</td><td data-bbox="1224 595 2059 651">(省略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1073 651 1224 1230">3</td><td data-bbox="1224 651 2059 1230"> <p>廃掃法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※修了証の有効期限は以下のとおりとする。</u> <u>新規講習会の修了証： 5 年</u> <u>更新講習会の修了証： 2 年</u> <u>※過去に新規講習会の修了証を得ていない者は、新規講習会を受講し、修了証を得ること。</u></p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1073 1230 1224 1294">4～10</td><td data-bbox="1224 1230 2059 1294">(省略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1073 1294 1224 1408">11</td><td data-bbox="1224 1294 2059 1408"> <p>産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者であることを証する書類</p> </td></tr> </tbody> </table>	番号	添付書類	1～2	(省略)	3	<p>廃掃法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※修了証の有効期限は以下のとおりとする。</u> <u>新規講習会の修了証： 5 年</u> <u>更新講習会の修了証： 2 年</u> <u>※過去に新規講習会の修了証を得ていない者は、新規講習会を受講し、修了証を得ること。</u></p>	4～10	(省略)	11	<p>産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者であることを証する書類</p>
番号	添付書類																		
1～2	(省略)																		
3	<p>法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から 5 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から 2 年以内に発行されたものに限る。）</u> <u>（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可）</u></p>																		
4～10	(省略)																		
番号	添付書類																		
1～2	(省略)																		
3	<p>廃掃法施行規則第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ (1) に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 <u>※修了証の有効期限は以下のとおりとする。</u> <u>新規講習会の修了証： 5 年</u> <u>更新講習会の修了証： 2 年</u> <u>※過去に新規講習会の修了証を得ていない者は、新規講習会を受講し、修了証を得ること。</u></p>																		
4～10	(省略)																		
11	<p>産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者であることを証する書類</p>																		

1 1	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者の修了証の写し ※原本確認を行う。		(修了証の写し、法施行規則第17条第1項に定める資格を証する書類) ※原本確認を行う。
1 2～1 8	(省略)	1 2～1 8	(省略)
(新設)		1 9	立地基準に対する対応状況を記載した書類
1 9	(省略)	2 0	(省略)
別記第8号様式(第13条, 14条, 15条及び16条の関係)事業概要書		別記第8号様式(第13条, 14条, 15条及び16条関係)事業概要書 (一部改正)	